

情 報

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	2
一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和6年1月分〉	・・・	6
一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	7

令和6年2月6日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年2月6日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社サンユー (法人番号: 8011701008595) 代表者 小野 伊三夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江戸川区東小岩1-30-1 (西東京営業所) 東京都武蔵村山市榎3-51-2-106
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	令和5年9月4日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)、(2)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(4)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)、(5)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 12点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年2月6日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年2月6日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社光交通（法人番号：6040002069479） 代表者 鈴木 光男
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県袖ヶ浦市久保田2223-3 (本社営業所) 千葉県袖ヶ浦市久保田2223-3
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 120日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年6月8日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある運行の業務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 12点 当該事業者の累積点数 12点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年2月6日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年2月6日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社東日本観光バス（法人番号：3040002059094） 代表者 湯 暉
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県印西市草深字原2373-1 (本社営業所) 千葉県印西市草深字原2373-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第29条
(6) 違反行為の概要	令和5年11月20日及び令和5年12月13日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある運行の業務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)運行管理補助者の届出義務違反(運輸規則第68条)、(3)事故の未届出(道路運送法第29条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年2月6日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年2月6日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社亜細亜交通社大功バス (法人番号: 9040001044835) 代表者 飯田 忠光
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県成田市寺台242-3 (本社営業所) 千葉県成田市寺台242-3
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年11月14日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 事業の休廃止の未届出(道路運送法第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和6年1月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
20240110	鈴木 孝往	東京都世田谷区	個人	東京都世田谷区	文書警告 輸送の安全確保命令	旅客自動車運送事業運輸規則第25条	令和5年8月10日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)業務記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第25条)、(2)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	0	0
20240116	株式会社ランナーズ(法人番号6010901012723) 代表者 一瀬 博亮	東京都世田谷区船橋7-2-7	本社営業所	東京都世田谷区船橋7-2-7	輸送施設の使用停止(10日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第46条	令和5年5月23日及び令和5年5月24日、長期間監査未実施であることを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(4)指導主任者の選任届出義務違反(運輸規則第68条第1項第3号)	1	1
20240116	鳳自動車株式会社(法人番号3011801000779) 代表者 上澤 大祐	東京都葛飾区西水元5-13-14	本社営業所	東京都葛飾区西水元5-13-14	輸送施設の使用停止(133日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和5年3月9日及び令和5年3月31日、労働局からの通知を端緒として監査を実施。12件の違反が認められた。(1)営業区域外運送違反(道路運送法第20条)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(3)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(4)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5)乗務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(6)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第2項)、(7)事故の記録義務違反(運輸規則第26条の2)、(8)乗務員台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)、(9)乗務員台帳の記載事項の不備(運輸規則第37条第1項)、(10)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(11)事故惹起・高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(12)事故惹起・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	16	14

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和6年2月9日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	佐藤組運輸 有限会社
	代表者名 佐藤 喜稔 東京都武蔵村山市中藤5-24-3
(3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	本社営業所
	東京都武蔵村山市伊奈平3-43-2
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分30日間及び輸送施設の使用停止処分80日車並びに輸送の安全確保命令
(5) 主な違反事項	点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～3項）
(6) 違反行為の概要	<p>法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年8月4日及び同年月22日監査を実施。11件の違反が認められた。</p> <p>(1) 点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～3項）</p> <p>(2) 業務等記録の記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項）</p> <p>(3) 運行記録計による記録義務違反（貨物軽自動車運送事業輸送安全規則第9条）</p> <p>(4) 運転者に対する指導監督違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）</p> <p>(5) 定期点検整備実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3）</p> <p>(6) 運行管理者の選任義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項）</p> <p>(7) 事業計画（自動車車庫及び休憩睡眠施設）の変更認可違反（貨物自動車運送事業法第9条第1項）</p> <p>(8) 事業計画（事業用自動車の種別ごとの数）の変更認可違反（貨物自動車運送事業法第9条第1項）</p> <p>(9) 事業計画（営業所の位置）の変更届出違反（貨物自動車運送事業法第9条第3項）</p> <p>(10) 事業計画（主たる事務所の位置）の変更届出違反（貨物自動車運送事業法第9条第3項）</p> <p>(11) 報告義務違反（貨物自動車運送事業法第60条第1項、貨物自動車運送事業報告規則第2条及び同条の2）</p>
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 38点
	当該事業者の累積点数（関東運輸局管内） 38点